



司法改革のわすれもの——男女共同参画の現在地

▼司法改革のわすれもの

男女共同参画、といわれても、特に男性にとっては、自分ごとではないので関心がない、という方も多いようです。そこで、ここでは、日弁連の男女共同参画施策の状況などを、少しご紹介してみることにします。また、「司法におけるジェンダーバイアスの排除」の問題は、先の司法改革の中でも、重要課題でありながら、事実上、置き去りにされてきた問題のひとつです。今また、選択的夫婦別姓の問題など、婚姻時に自己が改姓しなかった側に立つ裁判官が大多数を占める現状が、最高裁の判断に影響を与えていないか、という観点は、見逃せない重要な問題提起というべきです。

▼推進本部の創設とクオータ制

日弁連は、2002年の定期総会で「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革をすすめる決議」を採択し、2007年の総会で「日弁連の男女共同参画の実現をめざす決議」を採択し、「日弁連男女共同参画施策基本大綱」に基づき「日弁連男女共同参画推進本部」を創設して活動を開始しています。2008年から5年ごと3次にわたる「日弁連男女共同参画推進基本計画」をたてて実行し、2022年度中には、第4次計画を準備する予定です。「政策方針決定過程に女性を！」という基本計画の実現のために、2018年度から開始された副会長クオータ制では、会則で、15人中2人は必ず女性が選任されなければならないと規定し、2021年度から開始された理事クオータ制では、初年度から、75人中20人(26.66%)の女性理事が生まれるという、画期的な成果をあげています。

▼業務継続や会務参加の環境整備

育児期間中の会費免除。セクハラ・パワハラ対策。老親の介護等への対応策の検討。役員・理事等の就任環境の整備など。特に昨今は、会議のリモート参加促進が課題です。

▼弁護士における女性割合

私が弁護士になった1982年は、女性弁護士数が、ようやく500人を超えた年でした。その後40年経過した2022年1月1日現在の日弁連会員数は42,991人。うち女性会員は8,347人。ちなみに、東京弁護士会会員は、同日付で8,743人であり、日弁連の女性会員数が、会員数全国一である東京弁護士会と肩をならべるまでに増加していることがわかります。ただし、女性弁護士だけが aumentando だけではなく、司法試験における合格者増加策により、男性弁護士も急増しているため、弁護士総数における女性割合は、

まだ19.4%に留まり、政府の第5次男女共同参画基本計画の目標(30%)との対比では、達成の見通しがついていないというのが正直なところです。なお、単位会における女性弁護士割合は、滋賀弁護士会と島根県弁護士会の24.1%が最高であり、7%の会もあります。

▼女性弁護士の増加促進策

人口と性別との対比でみると、毎年、男女同数の弁護士が誕生して不思議はありません。現に諸外国では、女性弁護士が50%以上を占めるところも増えてきています。国内でも、他の分野での男女共同参画がそれなりに進んでいるなかで、なぜ、弁護士の女性割合が増えないのか原因の究明が必要です。司法試験が、どこかの医大みたい

に女性のハードルを上げてはいないとしても、新司法試験の短答式合格者のなかにも、有意な男女の点数差が発現しているとの指摘もあります。日弁連では、法曹を進路として考える女性を、「リーガル女子」とネーミングすることで、可視化させ、女子中高生対象の法曹進路の選択を推奨する企画「来たれ、リーガル女子！」等の開催を、全国各地で展開しているところです。

次号予告

「法と民主主義」2022年2/3月号(No.566)

【特集】

公害弁連発足50周年記念集会

「被害者とともに50年」

～公害弁連の闘いの継承と未来への展望～

【「法民」の発刊時期について】

次号2022年2/3月号より、発刊時期が1か月ほど早まります。例年2/3月号は3月末、以降4月号より当月末に発刊しておりましたが、2022年2/3月号を2月末に、以降4月号は3月末、5月号は4月末と、1か月前倒して発刊いたします。出版業界の事情にあわせることにより、「法民」を広く知らせていくための契機・方策となると考えております。

【お詫びと訂正】

2021年10月号(No.562)の新倉論文に、誤りがありました。

・32頁第3段7行目

【誤】鄭裕静氏 [正] 鄭裕静氏

※「鄭」が正字でした。

・33頁1段目後から12行目

【誤】セオドル・ルーズベルト

【正】フランクリン・ルーズベルト

訂正して、お詫び申し上げます。(編集委員会)